

伊東市江戸城石垣石丁場跡保存活用委員会設置条例

伊東市江戸城石垣石丁場跡保存活用委員会設置条例を次のように制定する。

平成31年2月22日提出

伊東市長 小野達也

伊東市江戸城石垣石丁場跡保存活用委員会設置条例

(設置)

第1条 国指定史跡江戸城石垣石丁場跡の保存活用に関し、必要な事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊東市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に伊東市江戸城石垣石丁場跡保存活用委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 伊東市江戸城石垣石丁場跡保存活用計画の策定に必要な調査、審議等に関すること。
- (2) その他伊東市江戸城石垣石丁場跡の保存活用のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員の報酬額及び費用弁償の額は、伊東市議会議員等の報酬及び期末手当の支給

並びに費用弁償条例（昭和22年伊東市条例第3号）に定める其他法令及び条例に規定する委員会委員長又は委員の例による。ただし、第3条第2項第1号の委員の報酬額は、日額10,000円とする。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。